

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等
②事務の概要	当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の実施に関する各種事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給等に関する事務 2. 障害福祉サービス・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給決定の変更に関する事務
③システムの名称	・福祉共通システム ・障害者(児)自立支援システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者(児)自立支援給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項 別表(第九条関係) 項番84及び項番117 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(第九条関係)項番117 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課
②所属長の役職名	障害福祉サービス課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7510
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 特に力を入れて行っている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 特に力を入れている ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>アクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスする際、ID、パスワードに加え、顔認証システムを導入している。</li> <li>・職員のアクセス権限の確認を年度ごとに行っており、不正使用を防止している。</li> <li>・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。</li> <li>・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。</li> <li>・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。</li> </ul>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長尾 正志	眞鍋 昭生	事後	
平成28年7月1日	対象人数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成28年7月1日	取扱者数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成29年10月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の項)  2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令  1. 別表第二における情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項) [主務省令]第7条,第10条,第12条,第14条,第19条,第27条,第30条,第31条,第44条,第55条,第59条の2  2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) [主務省令]第55条、第55条の2	事後	
平成29年10月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表第一 項番84	番号法第9条第1項 別表第一 項番84 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
平成29年10月3日	対象人数	平成28年4月13日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	取扱者数	平成28年4月13日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課	事後	
令和3年10月25日	対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年10月25日	取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年10月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令  1. 別表第二における情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項) [主務省令]第7条,第10条,第12条,第14条,第19条,第27条,第30条,第31条,第44条,第55条,第59条の2  2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) [主務省令]第55条、第55条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令  1. 別表第二における情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項) [主務省令]第7条,第10条,第12条,第14条,第19条,第27条,第30条,第31条,第44条,第55条,第59条の2  2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) [主務省令]第55条、第55条の2	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	堺市 市長公室 広報部 市政情報課	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和8年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番84 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	番号法第9条第1項及び第2項 別表(第九条関係) 項番84及び項番117 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  1. 別表第二における情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(障害者自立支援給付関係情報)」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項) [主務省令]第7条,第10条,第12条,第14条,第19条,第27条,第30条,第31条,第44条,第55条,第59条の2  2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」または「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) [主務省令]第55条、第55条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(第九条関係)項番117行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
令和8年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	障害福祉サービス課長	事後	
令和8年3月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月1日	II しいき値判断項目 8. 人手を介在させる作業	(新設)	十分である (判断の根拠) 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	事後	
令和8年3月1日	II しいき値判断項目 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年3月1日	II しいき値判断項目 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(新設)	特に力を入れている。 (判断の根拠) アクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・アクセスする際、ID、パスワードに加え、顔認証システムを導入している。 ・職員のアクセス権限の確認を年度ごとに行っており、不正使用を防止している。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	